

沖ト協発第30号
令和2年5月28日

貨物運送事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法改正に伴う「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」につきまして4月24日に国土交通省より告示されましたので、お知らせいたします。

なお、関連通達の一部抜粋を記載しております。詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さいますようお願い申し上げます。

※沖縄県トラック協会ホームページ URL：<http://okitora.or.jp/>

敬具

※以下通達一部抜粋

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として設けられたものである。

(1) 運賃表の設計

① 地域差

人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位で運賃表を策定した。

② 運賃と料金の考え方

原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金（積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等）については、運賃表とは別に項目のみ規定することとした。ただし、待機時間料については、30分を超える場合の30分ごとに生じる標準的な額を設定した。

③ 元請・下請の関係

標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せ

ず、実運送を行う場合に要する原価について計算を行った。

(2) 適正原価・適正利潤

一般貨物自動車運送事業の実績等により能率的な経営を実施していると認められる運送事業者に対して各種原価等の調査を実施して得た結果を基に、年間・車両1両当たりの原価計算を行った。

① 適正利潤

自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出した。

【算定式】

適正利潤額：ベースとなる資産（事業用固定資産額＋運転資本額（営業費×4%））×
自己資本構成比×0.1÷（1－利益課税率）

運送原価に対する利益率：適正利潤額÷運送原価

(3) 運賃額の計算方法

①待機時間料

トラック運送業において、発地又は着地における長時間に及ぶ荷待時間は、運転者の長時間労働の主な要因の一つとなっている。荷主の責により待機した時間に応じた料金を收受することで適正な対価を確保することができる環境を整えるとともに、荷待時間の削減など長時間労働の改善に向けて荷主と運送事業者が一体となった取組を進める環境を整えることを目的として、30分を超える荷待ちに係る待機時間料を設定した。

料金の算出に関しては、発地又は着地において待機時間が30分を超える場合における30分ごとの料金として、30分当たりの基準外人件費に利益率を加味して算出した。

以上

※今後運賃を変更される事業者様につきましては、別添の運賃変更届出書を3部作成のうえ、沖縄総合事務局陸運事務所にご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、旧運賃（平成2年、平成11年のいずれか）の届出状況が把握できていない事業者様につきましては、沖縄総合事務局陸上交通課（098-866-1836）へお問い合わせ頂くようお願いいたします。

提出先： 沖縄総合事務局陸運事務所 2階 輸送部門

浦添市港川512-4 TEL：098-877-5140

<本件に対する問合せ先>

内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課 098-866-1836

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課 098-863-0280